#### 国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験室運用細則

(平成14年6月25日制定)

(平成16年9月30日一部改正)

(平成20年9月26日一部改正)

(平成27年9月30日一部改正)

(平成30年2月9日一部改正)

(令和2年11月20日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和3年7月29日一部改正)

#### (実験動物管理者)

第1条 国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験等に関する指針第7に基づき、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有し、実験動物及び動物実験室の管理(飼育数の把握、温湿度管理記録の確認等)を担当する者(以下「実験動物管理者」という。)は、動物実験室の適切な管理を行い、良好な環境条件の設定に努めなければならない。

### (動物実験施設の設置等)

- 第2条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)しようとする場合は、飼養保管施設設置(変更)承認申請書(様式1)により、動物実験室を設置(変更を含む。)しようとする場合は、動物実験室設置(変更)承認申請書(様式2)により、実施機関の長である総長の承認を得るものとする。
- 2 飼養保管施設等を廃止する場合は、施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止承認申 請書(様式3)により、速やかに総長に提出しなければならない。
- 3 総長は、提出された飼養保管施設設置(変更)承認申請書、動物実験室設置(変更) 承認申請書及び施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止承認申請書に関して動物実験 委員会(以下「委員会」という。)に調査させ、その指導助言により、承認又は不承認 を決定する。

#### (動物実験室の利用)

- 第3条 動物実験室を利用する者(以下「動物実験室利用者」という。)は、実験動物管理者の元に利用者連絡会議を組織し、動物実験室の適正な運用に努めるものとする。
- 2 動物実験室利用者は、備え付けられた「入室・退室記録簿」(様式4)に利用時間を 記入するものとする。

#### (動物等の発注)

- 第4条 動物及び飼料・床敷き等については、動物実験実施者の責任において発注し、動物実験室において受理するものとする。
- 2 動物実験室に搬入する動物は、事前に「新規動物搬入届」(様式 5)に必要な事項を 記入の上、実験動物管理者の確認を受けた後に管理者である研究所長に提出し、動物実 験室の検疫を行う場所で検収・検疫をした上で所定のケージに収納するものとする。た だし、新規で搬入する動物が他の研究機関等からの分与に当たる場合には、新規動物搬 入届とともに、ヘルスレポート等を添付して実験動物管理者に提出して確認を受けるこ ととする。なお、動物を搬入した際には、その都度、動物実験室に整備されている動物 管理等台帳(様式 6)に記載する。
- 3 提出された新規動物搬入届又はヘルスレポート等は、研究所長による確認を終えたの ち、研究所事務室において保管するものとする。

### (動物の収納・飼育・清掃)

- 第5条 実験動物管理者の許可なく飼養中の動物を、動物実験室内での移動、室外への搬出及び再搬入は禁止するものとする。
- 2 委員会の審査を受けた研究計画の中で、動物を研究所内にある研究機器等の場所に移動し、動物実験をする許可を得ている場合でも、事前に「実験動物移動許可申請書」(様式7)に必要な事項を記入の上、実験動物管理者の確認を受けた後に研究所長に提出することにより、その許可を受けるものとする。
- 3 動物の給餌・給水および糞尿処理等は動物実験実施者の責任において行うものとする。 このほかに、一般飼育とは異なる特別な給餌・給水、あるいは絶食・絶水を要する場合 (以下、「特別飼育」という。)は、事前に委員会の審査を受けるものとし、特別飼育 を行う際は該当する動物を収容したケージ等に特別飼育を実施している旨を表示するも のとする。
- 4 動物実験室は常に清潔に保つとともに、動物実験室に備え付けられた機械・器具については適正に使用するとともに、動物実験実施者が使用した機材等については、汚水処理漕及び滅菌装置が設置されている場所において、動物実験実施者の責任において洗浄・滅菌を行うものとする。
- 5 滅菌装置(オートクレーブ、ガス滅菌器)、X線撮影装置等の利用は原則として平日 のみとするが、休日等に実験を行うために使用する場合は、事前に「休日等における動 物実験室機器使用届」(様式8)を実験動物管理者の確認を受けた後に研究所長に提出 するものとする。
- 6 提出された「実験動物移動許可申請書」及び「休日等における動物実験室機器使用届」 は、研究所長による確認を終えたのち、研究所事務室において保管するものとする。

(死体・廃棄物の処理)

- 第6条 動物実験等に伴う動物の死体及び汚物、又は飼養中に死亡した動物の死体及び糞などの汚物類は、動物実験実施者の責任において直ちに備え付けのビニール袋に入れ、動物実験室に設置されているディープフリーザー内に収納する。
- 2 動物実験等により殺処分した動物及び実験中や飼養中に死亡した動物については、その都度、動物実験室に整備されている動物管理等台帳(様式6)に記入するものとする。

#### (動物実験等における感染事故の防止)

- 第7条 動物実験等は、人間にとって危険な人獣共通感染症の病原体に接触する可能性を 有するので、こうした疾病の発生を未然に防止するために、動物実験室を利用する者は 次の諸点を遵守また留意すること。
  - (1) 専用のマスク、実験衣、手袋の使用
  - (2) 動物に接触する前後での手洗・消毒
  - (3) ケージ、床敷の定期的交換
  - (4) 汚物、死体の適切な処理
  - (5) 実験使用後の機器・資材の消毒・滅菌
  - (6)動物に由来する血液・組織等の適切な取り扱い
  - (7)動物実験室における飲食の禁止
  - (8) 外部からの侵入動物(ネズミ、ゴキブリ、ダニなど)の防除
  - (9) 飼養・実験関係の利用登録者以外の立ち入り制限

国立障害者リハビリテーションセンター総長 殿

## 飼養保管施設設置 (変更) 承認申請書

申請者 所 属: 氏 名:

動物実験室運用細則第2条第1項の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

受付年月日	年 月	目	受付番号					
1 飼養保管施設								
(施設) の名称								
2	〈実験動物管理	理者〉						
施設の管理体制	所属	職名	F	<b>氏</b> 名				
	連絡先							
	1) 飼養保管力	施設の構造						
	2)空調設備							
3 施設の概要	3)飼養保管	3) 飼養保管する実験動物種:						
0 加版 少 阿	4) 飼養保管設備							
	5)逸走防止领	策						
	6)臭気、廃	棄物等による	周辺環境への	の悪影響防止策				
4 特記事項								
(例:化学的危険物質								
等を扱う場合等の設備								
構造の有無等)								
5 委員会 記入欄	調査月日: 調査結果: [ 意見等	(条件等	た飼養保管が □ 改善後、	日 施設は規定に適合する。 使用開始すること。) 施設は規定に適合しない。				

承認:年 月 日本申請を承認します。み認番号: 第

6 総長承認欄

国立障害者リハビリテーションセンター総長

## 添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

国立障害者リハビリテーションセンター総長 殿

## 動物実験室設置 (変更) 承認申請書

申請者 所 属: 氏 名:

動物実験室運用細則第2条第1項の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

受付年月日 年 月 日 受付番号

文刊十月日	<u> </u>
1 実験室の名称	
2 実験室の 管理体制	〈実験動物管理者〉 所属 職名 氏名 連絡先
3 実験室の概要	<ol> <li>実験室の構造</li> <li>実験に使用する実験動物種:</li> <li>実験設備(特殊装置の有無等)</li> <li>空調設備</li> <li>逸走防止策</li> <li>臭気、廃棄物等による周辺環境への悪影響防止策</li> </ol>
4 特記事項 (例:化学的危険物質等を 扱う場合等の設備構造の有 無等)	
5 委員会 記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: □ 申請された動物実験室は規定に適合する。 (条件等 □ 改善後、使用開始すること。) □ 申請された動物実験室は規定に適合しない。 意見等

 承認:
 年月日

 本申請を承認します。
 承認番号:第号

 6 総長承認欄
 国立障害者リハビリテーションセンター総長

## 添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

国立障害者リハビリテーションセンター総長 殿

施設等(保管施設・動物実験室) 廃止承認申請書

申請者 所 属: 氏 名:

動物実験室運用細則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

	廃止する飼養保 管施設 (施設) 又は 実験室の名称	設置承認番号(
2	管理者	所属     職名       氏名     連絡先
3	廃止年月日	年 月 日
4	廃止に残存した 飼養保管動物の 措置(施設の場合 のみ記載)	残存飼養保管動物の有無  □ 有 □ 無  有の場合の措置
	室内、器材等の清 帚、消毒、滅菌措置 こついて	
6	特記事項	

		調査月日: 調査結果: □	年 申請された	月 施設等原	日 産业承認申請書は規定に適合す
7	委員会		る。		
	記入欄		(条件等 [	〕改善	後、使用開始すること。)
			申請された	施設等層	廃止承認申請書は規定に適合し
			ない。		
		意見等			
8	総長承認欄	承認:	年	月	日
		本申請を承認し	ます。		
		承認番号:	:第	号	
		国立障	害者リハビリ	Jテーシ	ョンセンター総長

## 入室 · 退室 記録簿

		部屋			入退室		所属	入室者名	
年月日	時間	動物実験準備室	SPF室	コンベ室	動物実験室2	入室	退室		
年月日									
年月日									
年月日									
年月日									
年月日									
年月日									
年月日									
年月日									
年月日									
年 月 日									

# 新規動物搬入届

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所長 殿

申請者 所属

	氏名 	
搬入予定動物		
搬入予定日時		
動物購入元		
動物実験責任者		
承認番号:	.ついて承認を受けた動物実験委員会の承認番号を書いてくだる  :遺伝子組換え動物ですか? □ いいえ	さい。
換え実験安全委 承認番号: → 遺伝子組換え	ぶ遺伝子組換え動物の場合、搬入する動物について承認を受け 員会の承認番号を書いてください。 	
搬入する動物を	購入していない場合は、搬入元を書いてください。	

※ 新規で搬入する動物が他の研究機関等からの分与に当たる場合には、新規動物搬入届 とともに、ヘルスレポート等を添付して提出してください。

### 【備考欄】

# 動物管理等台帳

動物種 :	担当 :	飼育場所 :	死体安置 :

<b>4 1 1 1</b>	16-246-tr	30V 207. 121	五年月	□正 ¥/.			曾加詳	細	減少	詳細	TH + ×
年月日	作業者	群番号	系統名	頭数	性別	出産	搬入業者等	特記事項	原 因	殺処理法	現在数

## 実験動物移動許可申請書

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所長 殿

申請者 所属 氏名

研究課題	
多動予定動物	
多動場所	
多動期間	
動物実験責任者 (所属)	

## 休日等における動物実験室機器使用届

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所長 殿

申請者 所属 氏名

使用日時		
使用機器	成菌装置(オートクレーブ、ガス滅菌器)、X線撮影装置	
	rの他	
~1 d/		
動物実験責任 (所属)	Î	

## 動物由来のカスタム抗体作製の委託依頼届

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所長 殿

申請者 所属 氏名

委託先
委託予定のカスタム抗体
動物の種類
抗体は持込抗体ですか? □ はい □ いいえ → 持込抗体の場合、動物実験委員会で承認を得ていますか? □ はい □ いいえ
動物実験責任者
(所属)